

つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

告示第233号

改正 令和3年4月1日告示第245号

改正 令和4年3月31日告示第149号

改正 令和5年3月31日告示第162号

改正 令和6年3月31日告示第132号

1 目的及び交付

市長は、次世代を担う農業者の確保及び就農後の定着を図るため、就農初期段階における経済的負担を軽減することを目的として、本市で新規に農業経営を開始しようとする青年の新規就農者及び親元就農者に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において使用する用語は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）及び新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン就農者 市外に居住、進学、就職等をしてきた本市出身者のうち、定住の意志をもって帰郷し、市内で新たに農業に従事するものをいう。
- (2) Iターン就農者 本市に定住する意志をもって転入し、市内で新たに農業に従事するものをいう。
- (3) 親元就農 農業経営者の3親等内の親族が、当該経営者の下で農業に従事することをいう。
- (4) UIターン就農者 Uターン就農者及びIターン就農者をいう。ただし、親元就農者を除く。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、就農時の年齢が、原則として49歳以下で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有しており、就農後5年を経過しない新規就農者のうち、別表に定める事業の区分に応じ、同表に定める要件を満たすものとする。

4 補助対象経費等

補助対象経費、補助金の額、補助上限額及び補助の対象となる期間は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、別表に定める事業の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

(1) オーダーメイド型独立就農者支援事業

- ア 農業機械及び施設の取得に係る見積書の写し
- イ 農業用機械免許等の取得に要する費用が確認できる書類
- ウ 税理士、コンサルタント等への経営相談等に係る経費の見積書
- エ 青年等就農計画及び認定書の写し

(2) 農業機械・農業用ハウスリース支援事業

- ア 住民票の写し
- イ 農業用機械又は農業用ハウスの賃貸借に係る契約書の写し
- ウ 青年等就農計画及び認定書の写し
- エ 3親等図（個人から貸借する場合に限る。）

(3) 農地賃借料支援事業

- ア 住民票の写し
- イ 農地の賃貸借に係る契約書の写し
- ウ 青年等就農計画及び認定書の写し

(4) 雇用就農者スキルアップ促進支援事業

- ア 農業用機械免許の取得等に要する費用が確認できる書類

イ 農業用機械免許の取得等に取り組む新規就農者が当該農業法人等の従業員又は構成員であることが確認できる書類

ウ 農業用機械免許の取得等に取り組む新規就農者が農業研修を修了していることが確認できる書類

6 軽微な変更

規則第7条第1項に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の10分の2以内の増減とする。

7 補助事業等実績報告

補助事業等実績報告書の提出期限は、当該事業の完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は規則第13条に掲げるもののほか、別表に定める事業の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

- (1) オーダーメイド型独立就農者支援事業 農業用機械、農業用施設、農業用機械免許等取得代金の支払を証する書類
- (2) 農業機械・農業用ハウスリース支援事業 次に掲げる書類
 - ア 賃借料の支払を証する書類
 - イ 農業経営に関する決算書
- (3) 農地賃借料支援事業 次に掲げる書類
 - ア 農地賃借料の支払を証する書類
 - イ 農業経営に関する決算書
- (4) 雇用就農者スキルアップ促進支援事業 農業用機械免許の取得等に要した代金の支払を証する書類

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(令和5年度における補助金の額の特例)

2 令和5年度における補助金の額は、別表第1項補助金の額の欄中「3分の1」とあるのは「2分の1」とする。

(令和6年度における補助金の額の特例)

3 令和6年度における補助金の額は、別表第1項補助金の額の欄中「3分の1」とあるのは「2分の1」とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、既にこの告示による改正前の鶴岡市オーダーメイド型独立就農支援事業補助金交付要綱の規定により交付されている補助金に係る実績報告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、既にこの告示による改正前のつるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業補助金交付要綱の規定により交付されている補助金に係る実績報告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のつるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業補助金交付要綱の規定により交付されている補助金に係る実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3項－第5項、第7項関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助金の額	補助対象期間
1 オーダーメイド型独立就農者支援事業	認定新規就農者であって、かつ、人・農地プランの中心経営体である者	農業所得目標の達成に直接的に必要な事業に要する以下の経費（事業費上限100万円） ・国や県の補助事業の対象とならない小規模な農業用機械、施設の取得に係る費用 ・農業用機械免許等の取得に要する費用	補助対象経費の合計額の3分の1以内の額	経営開始3年目までの2年間
2 農業機械・農業用ハウスリース支援事業	転入後、10年を経過しないUIターン就農者のうち、認定新規就農者であって、かつ、人・農地プランの中心経営体である者	農業用機械・農業用ハウスの賃借料年額	補助対象経費の3分の1又は5万円のいずれか低い額以内の額	最長2年間
3 農地賃借料支援事業	転入後、10年を経過しないUIターン就農者のうち、認定新規就農者であって、かつ、人・農地プランの中心経営体である者	農地の賃借料年額	補助対象経費と鶴岡市賃借料情報（鶴岡市農業委員会が提供する市平均額）のいずれか低い額の3分の1又は9万円のいずれか低い額以内の額	最長1年間
4 雇用就農者スキルアップ促進支援事業	農業法人、農事組合法人等	農業研修修了後5年を経過しない新規就農者である従業員又は構成員による農業用機械免許等の取得に要する費用	農業用機械免許等を取得する従業員又は構成員1人につき、補助対象経費の2分の1又は6万円のいずれか低い額	最長1年間

備考

- 1 この表において「認定新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者のうち、就農時の年齢が原則として49歳以下の者をいう。
- 2 この表において「農業研修」とは、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると都道府県が認めた研修機関等で行われる研修をいう。